

# 2019年度文部科学省税制改正要望事項

2018年8月

※前年に引き続き要望するもの

## 1. 教育、科学技術イノベーション関係

- |   |        |
|---|--------|
| (1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充<br>(金融庁との共同要望)               | 【贈与税】  |
| (2) 日本私立学校振興・共済事業団への指定寄附金の範囲の拡充（若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加）       | 【法人税等】 |
| (3) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長<br>(内閣府との共同要望) | 【印紙税】  |
| (4) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充<br>(経済産業省等との共同要望)            | 【法人税等】 |

## 2. スポーツ関係

- |   |                |
|---|----------------|
| (1) ゴルフ場利用税の廃止                                | 【ゴルフ場利用税】<br>※ |
| (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置 | 【所得税等】<br>※    |

## 3. 文化関係

- |   |          |
|---|----------|
| (1) 文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充     | 【所得税等】   |
| (2) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充 | 【固定資産税等】 |

## 4. その他制度改正に伴うもの

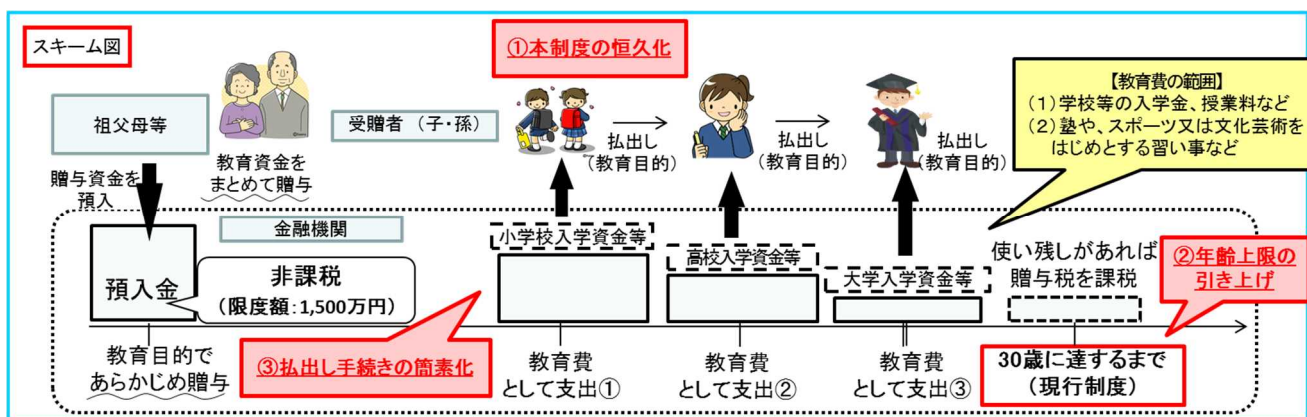
- |  |        |
|--|--------|
| (1) 子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置<br>(内閣府・厚生労働省との共同要望) | 【所得税等】 |
| (2) 高等教育の無償化の実施に伴う授業料・入学金の減免措置及び給付型奨学金に係る非課税措置等の所要の措置    | 【所得税等】 |
| (3) (独) 大学改革支援・学位授与機構の業務の見直しに係る税制上の所要の措置                 | 【法人税等】 |

# 2019 年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

## 1. 教育、科学技術イノベーション関係

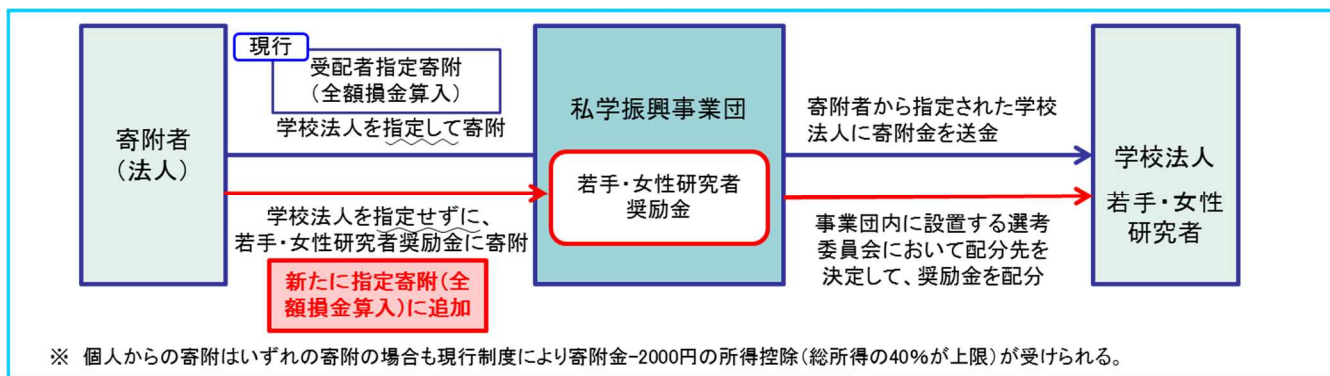
### (1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望）【贈与税】

祖父母等から孫等に対して一括贈与された教育資金に係る 2019 年 3 月 31 日までの贈与税の非課税措置について、①本措置の恒久化を図るとともに、②贈与を受ける孫等に係る年齢上限の引き上げや③払出し手続きの簡素化を図る。



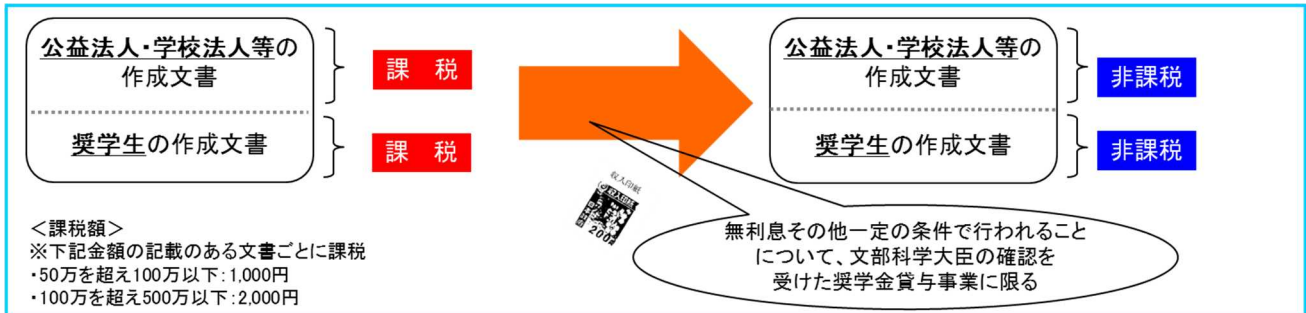
### (2) 日本私立学校振興・共済事業団への指定寄附金の範囲の拡充（若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加）【法人税等】

現在、日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄附金のうち、学校等の教育に必要な費用若しくは基金に充てられるもの（受配者指定寄附）は法人税の全額損金算入が受けられる指定寄附金となっているが、この指定寄附金の対象として、事業団が実施する若手・女性研究者奨励金への寄附を追加する。



### (3) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】

公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業については、2019年3月31日まで借用証書等に係る印紙税を非課税とする措置がなされているところ、本措置を延長する。



### (4) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（経済産業省等（※）との共同要望）【法人税等】

※「等」は、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省を指す。

民間企業の研究開発投資の維持・拡大を図るため、①総額型（中小企業技術基盤強化税制を含む）における控除上限の引上げを行うとともに、②オープンイノベーション型におけるベンチャー・中小企業等との共同研究における控除率の引上げ等を行う。

【A 総額型】 試験研究費総額（Bを除く）に係る控除制度	【B オープンイノベーション型】 大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用（特別試験研究費）総額に係る控除制度
<p>【控除率】（控除額を計算するための割合）</p> <p>○大企業 試験研究費の増減に応じて<b>6～14%</b> ※控除率10%超は2018年度末までの措置</p> <p>○中小企業者等 試験研究費の増加に応じて<b>12～17%</b> ※控除率12%超は2018年度末までの措置</p>	<p>【控除率】（控除額を計算するための割合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相手方が大学・特別研究機関等の場合 ⇒試験研究費の<b>30%</b></li> <li>相手方がその他（民間企業等）の場合 ⇒試験研究費の<b>20%</b></li> </ul> <p><b>②ベンチャー・中小企業との共同研究における控除率の引き上げ</b></p>
<p>【控除上限】（法人税額から控除できる上限割合） <b>法人税額の25%まで</b></p> <p><b>①総額型の控除上限の引き上げ</b></p>	<p>【控除上限】（法人税額から控除できる上限割合） 法人税額の<b>5%まで</b></p>

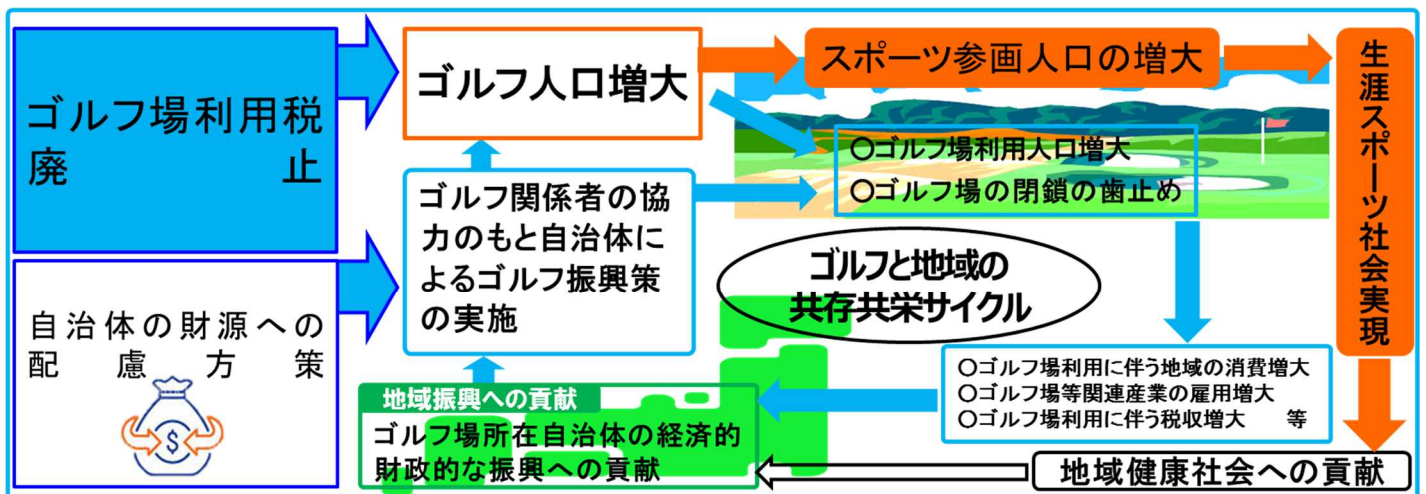
## 2. スポーツ関係

### (1) ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】

スポーツの中でゴルフのみゴルフ場の利用に課税されており、その税収は自治体の一般財源となっている。ゴルフは、大衆化やプレー料金の低廉化が進む中、五輪の正式競技である国民的スポーツであることから、2020年東京大会の開催を控え、**ゴルフ場利用税を廃止**する。

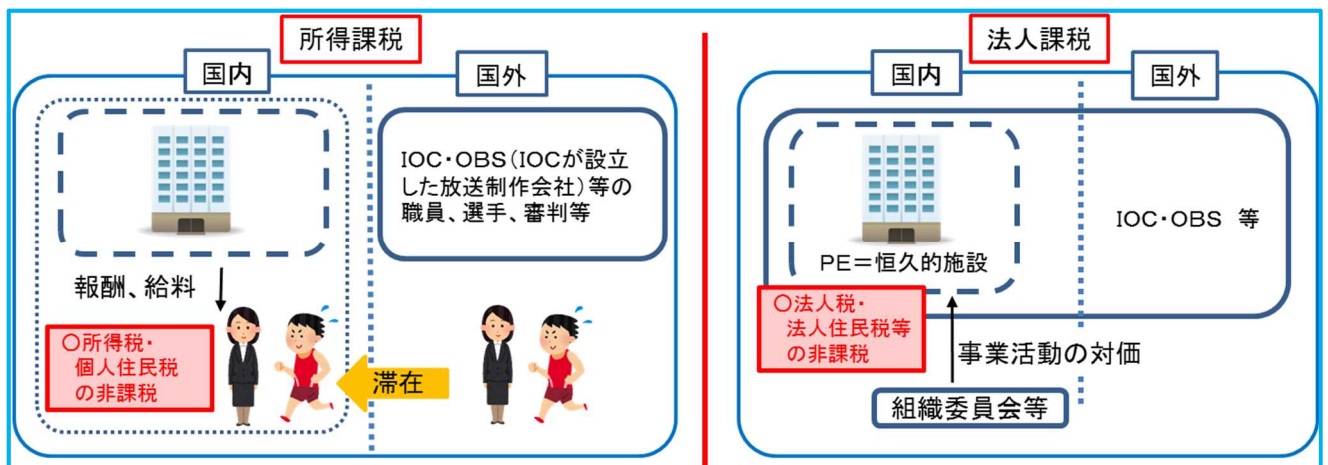
また、税収が自治体の貴重な財源であることを鑑み、その配慮方策を検討する。

※現状、18歳未満の者、70歳以上の者、障害者がゴルフ場を利用する場合等には非課税となっている。



### (2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置【所得税等】

IOC（国際オリンピック委員会）からの要望を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営を支援するため、来日する大会関係者である個人及び外国法人を対象として、**大会関連活動に係る所得税・法人税等の非課税措置**を講ずる。

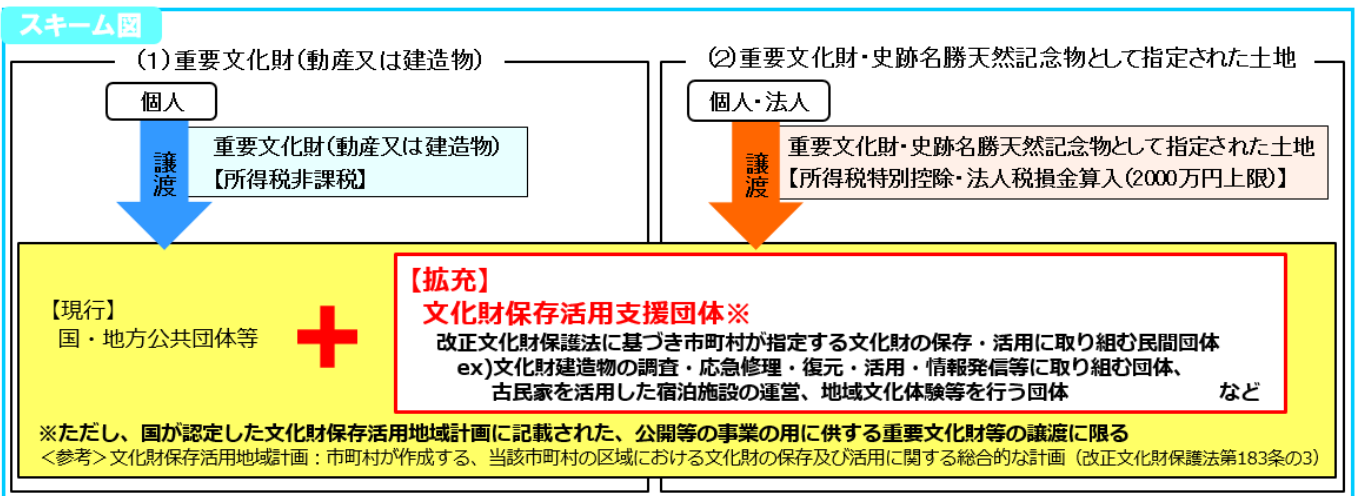


※2016年リオ大会、2012年ロンドン大会においても、開催国において同様の措置がなされている。

### 3. 文化関係

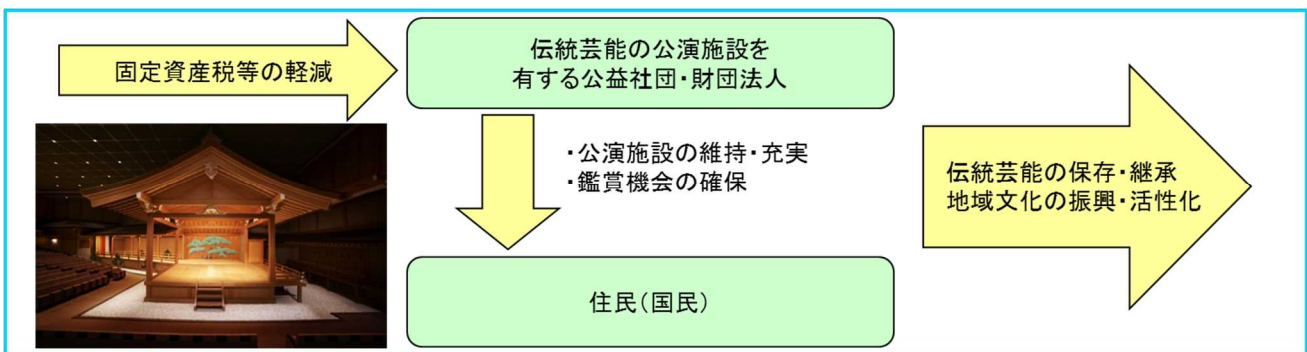
#### (1) 文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充【所得税等】

個人又は法人が、重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、市町村が指定する文化財保存活用支援団体を追加する。(ただし、国が認定した文化財保存活用地域計画に記載された、公開等の事業の用に供する重要文化財等の譲渡に限る。)



#### (2) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する能楽堂（重要無形文化財である伝統芸能の公演のための施設）に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税については、2019年3月31日まで軽減措置（課税標準2分の1）が講じられているところ、本措置の恒久化を図る。



参 考 『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』（平成24年法律第49号）

第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 4. その他制度改革に伴うもの

### (1) 子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（内閣府・厚生労働省との共同要望）【所得税等】

「経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」等に基づく、3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化など子ども・子育て支援における制度の見直しに伴い、保護者に支給される教育・保育給付等について、関連の法改正を前提に、非課税措置等の税制上の所要の措置を講ずる。

### (2) 高等教育の無償化の実施に伴う授業料・入学金の減免措置及び給付型奨学金に係る非課税措置等の所要の措置【所得税等】

「経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」等に基づく、高等教育の無償化において授業料減免措置及び給付型奨学金を拡充することに伴い、関連の法改正を前提に、非課税措置等の税制上の所要の措置を講ずる。

【参 考】 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

① 幼児教育の無償化

（中略）「新しい経済政策パッケージ」での3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置（子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限）に加え、幼稚園、保育所、認定こども園以外（以下「認可外保育施設」という。）の無償化措置の対象範囲等について、以下のとおりとする。（中略）

② 高等教育の無償化

（中略）第一に、住民税非課税世帯（年収270万円未満）の子どもたちに対する授業料の減免措置については、国立大学の場合はその授業料を免除し、公立大学の場合は、国立大学の授業料を上限として対応を図る。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額までの対応を図る。（中略）

第二に、給付型奨学金については、住民税非課税世帯の子どもたちを対象に、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講ずることとする。（中略）

### (3) (独) 大学改革支援・学位授与機構の業務の見直しに係る税制上の所要の措置【法人税等】

大学の経営力強化の支援など(独)大学改革支援・学位授与機構の業務を見直すことに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置（これまで適用されていた税制上の優遇措置の継続）を講ずる。